

京田辺市地域公共交通活性化協議会規約第4条第1項第4号における市民委員の公募について（案）

「京田辺市地域公共交通活性化協議会」における市民公募委員の募集について

京田辺市は、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進するため、新たに「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく『京田辺市地域公共交通活性化協議会』を創設します。

この度、同協議会に参加いただく協議会委員を下記のとおり募集しますので、お知らせします。

誰もが安心して暮らし続けられる支え合いづくりには公共交通の維持、そして充実が不可欠です。皆さんの思いをお聞かせ下さい。

記

募集人数：1名

任 期：就任の日から令和5年3月31日まで（予定）

募集期間：令和2年〇〇月〇〇日（〇）から令和2年〇〇月〇〇日（〇）

応募方法：建設部計画交通課備え付けの応募用紙（ホームページからもダウンロード可）に必要事項（氏名・住所等に加えて京田辺市の公共交通の魅力と課題、課題解決に向けてあなたができること）を記入のうえ、持参、郵送、FAX又は電子メールでご応募ください。

応募資格：応募日現在、次の条件をすべて満たしている方とします。

- （1）本市の公共交通を利用する方で、その維持、そして充実に理解、関心のある方
- （2）市内に住所を有し、委員として就任いただく日において18歳以上の方（外国人の方は、日本語を理解できる方とします。）
- （3）国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- （4）平日に開催される会議（次回は〇〇月〇〇日（〇）午前に開催）に出席できる方

選考及び結果通知：応募書類を基に選考します。選考結果は、〇〇月末までに応募者全員に通知します。

委員の職務：年4回程度、会議（原則、平日の日中）に出席していただき、本市の公共交通の充実について議論していただきます。

報酬：協議会規約で定める額をお支払いします。

資料 6－2

京田辺市地域公共交通活性化協議会規約第 4 条第 1 項第 4 号における公共交通の利用者について（案）

求められる利用者像	具体例
都市計画マスタープランに精通している者 （マスタープランにおいて公共交通の計画策定が謳われているため。）	都市計画審議会委員
子育て世代の視点を有する者	子ども・子育て支援会議委員等
企業側の視点を有する者	産業振興ビジョン推進委員等
学生の視点を有する者	同志社大学・同志社女子大学

京田辺市地域公共交通活性化協議会規約第 4 条第 1 項第 5 号における各種団体の代表者等について（案）

団体名	役職
京田辺市商工会	会長
京田辺市観光協会	理事長
京田辺市社会福祉協議会	会長
京田辺市老人クラブ連合会	会長

京田辺市地域公共交通活性化協議会規約第 4 条第 2 項におけるオブザーバーの参画について（案）

近隣市町（広域連携的な視点）

府県名	市町名
京都府	城陽市
	八幡市
	久御山町
	宇治田原町
	精華町
大阪府	枚方市
奈良県	生駒市